

29教総情要第86号の3

平成30年2月15日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・  
東京「君が代」裁判原告団 殿

東京都教育庁総務部教育情報課長

矢野 克典

質問書に対する回答について

貴団体から平成30年1月26日付けで提出された質問書につきまして、別紙のとおり  
回答いたします。

1① 10・23通達が国際問題化していることを東京都教育委員会としてどのように受け止めているか。

(回答)

国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導については、学習指導要領に「入学式や卒業式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあることに基づき、児童・生徒に国旗・国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てるよう適正に行っていきます。

(所管：指導部指導企画課)

1② 上記LOI・パラ23、26について日本政府・所管官庁から問い合わせがあったか。あったとしたらどの官庁か。

(回答)

そのような問い合わせはありません。

(所管：指導部指導企画課)

1③ 上記LOIについてご存知か。また教育委員会・教育庁として内容の検討を行ったか。

(回答)

日本政府より、そのような連絡はないので、検討は行っていません。

(所管：指導部指導企画課)

2①a HP文言中の「被処分者等」の「等」の内容を明らかにされたい。

(回答)

「被措置者」及び「被指導者」です。

(所管：人事部職員課)

2①b 「…314箇所に対して送信した」情報が公立小学校長1名及び教委担当者1名の計2名のみ「漏えい」したとの根拠を明らかにされたい。

(回答)

都教育委員会から、区市町村教育委員会及び都立学校長等に対して送信した資料を全て削除し、報告するよう依頼しました。区市町村教育委員会及び都立学校長等からの報告により、平成30年1月10日、同資料が全て削除されたことを確認しており、2名以外に個人情報漏えいは確認されていません。詳細については、現在、事故調査を行っています。

(所管：人事部職員課)

①c 2次的な漏えいの有無について調査したか、否かについても明らかにされたい。

(回答)

都教育委員会から、区市町村教育委員会及び都立学校長等に対して送信した資料を全て削除し、報告するよう依頼しました。区市町村教育委員会及び都立学校長等からの報告により、平成30年1月10日、同資料が全て削除されたことを確認しており、2名以外に個人情報漏えいは確認されていません。詳細については、現在、事故調査を行っています。

(所管：人事部職員課)

2② 漏えいされた個人情報の中には「日の丸・君が代」強制に係わる処分事件も含まれていると思われるが、明らかにされたい。

(回答)

当該個人情報には、職務命令違反に係る処分の情報は、含まれていません。

(所管：人事部職員課)

2③ 2010～17年の間には、延べ57名が不起立などで処分されており、そのうち2010～17年の被処分者5件・5名の処分取消が確定している。処分取消の事実が記載されているか。

(回答)

当該個人情報には、職務命令違反に係る処分の情報は、含まれていません。

(所管：人事部職員課)

2④ 都教委は、①同資料がすべて削除されたことを確認した、②人事部職員課職員に注意を「周知・徹底」した、③教育庁全職員に注意喚起し再発防止に向けた研修を行う等としているが、この事件が「サービス事故の被処分者等の個人情報の閲覧が可能となる」という「重大なる人権侵害」であり、信用失墜行為であると認識しているか。

(回答)

サービス事故であると認識し、現在、事故調査を行っています。

(所管：人事部職員課)

2⑤ 都教委は、一般の教職員がこの種の「事故」を起こすと厳しい処分を科していますが、どのように責任を取るのか。具体的に回答されたい。

(回答)

本件個人情報の漏えいに至った経緯等を踏まえ、厳正に対処します。

(所管：総務部総務課)

(追加質問)

個人情報が漏えいしたことを本人に連絡したのか。

(回答)

現在進行中の事故調査に係る内容であり、お答えできません。

(所管：人事部職員課)